

# 文化庁

45. 6

〈月報〉

昭和45年6月15日 発行

編集発行 文化庁長官官房庶務課  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
電話代表 (581) 4211  
郵便番号 100

—〈第22号〉—

(題字=今日出海 文化庁長官)



〈このたび選択された高千穂神楽〉

もくじ

- ▽文化庁設置二周年を迎えて…………… 2
- ▽日本芸術院授賞式…………… 3
- ▽優秀美術品買上げ選考委員  
決まる…………… 3
- ▽全国公立文化施設協議会総会…………… 3
- ▽著作権法はどうか変わるか…………… 4
- ▽戦争絵画返還される…………… 6
- ▽文化財不法輸出入等禁止のため  
の国際条約専門家議に出席  
して…………… 6
- ▽日仏文化混合委員会開催され  
る…………… 7
- ▽民俗芸能を無形文化財に選択…………… 8
- ▽坂田文相、飛鳥、藤原宮跡等  
を視察…………… 9
- ▽文化財補助金第一回交付決ま  
る…………… 9
- ▽小笠原諸島特別調査…………… 10
- ▽文化財保護法制定二十周年記  
念作文募集…………… 11
- ▽万国博美術館(美術展示)  
その四…………… 12
- ▽博物館、美術館だより…………… 13
- ▽地方だより…………… 13
- ▽随筆…………… 15
- ▽多賀城、太宰府発掘指導委員  
会開催される…………… 16
- ▽モデル地区だより…………… 16
- ▽国立劇場七月公演…………… 16
- ▽文化庁日誌、人事異動…………… 16

## 戦争絵画返還される

### 東京国立近代美術館に収納

戦争中、画家が陸海軍の囑託として、現地に応召し、戦争記録画として製作され、海洋美術展、聖戦美術展、戦争美術展、航空美術展、大東亜戦争美術展等に出品された作品が、昭和十三年頃より、朝日新聞社の主催で全国主要都市に巡回され、巡回後は東京都美術館に収納されてあった。

終戦の翌年、これら一五五点の作品が、米国駐留軍によって接收されたが、

これらを収納するため、美術館の展示場数室が同じく接收された。しかし戦後美術のめざましい復興に伴ない、その需要に応ずるため、東京都美術館では展示場の接收解除を要求したところ、昭和二十六年米軍の手により撤収の上、米国に運ばれ、ライト・パターソン空軍基地等に分散された。昭和三十七、八年頃から国立近代美術館と朝日新聞社が、それぞれ独自の立場で返還の希望を出したが、米

国務省では時期早尚との見解をのべて、そのままとした。

しかしその後、国内のこのような要望をまとめて、昭和四十二年九月に米日本大使館より、米国務省に正式返還を申し入れた。これに対し翌年二月に、米国務省日本部の担当官と、日本大使館の担当官と会見して打ちあわせた結果、戦争絵画は先方の意向により無期限貸与とする事、ワシントンまでは米国側が集荷し、それ以降は日本側が輸送する等の事項をきめた。この申し合わせ事項について早速外務省、文部省、東京国立近代美術館の担当者が会合し、上記事項を了承し、貸与作品は東京国立近代美術館が受けて保管することになった。

昭和四十五年二月、東京国立近代美術館より専門職員がワシントンに出張、全作品を米国務省より検収した。三月三十一日に戦争絵画に関する両国交換文書が調印されて、荷造り待機していた作品が出荷され、空輸により四月九日無事、美術館に到着した。

同館では早速関係官庁その他の参集を得て、一部作品を披露の上、今後の扱い方を検討した結果、まず作家ならびに遺族に対する報告、新聞等への発表の後、十分な補修を加えることをきめた。現状ではいたみがひどく、展示、出版その他に関する事は、すべて補修完成後に行われるべきであるとの方針からである。

## 国際文化交流の推進

### 「文化財の不法輸出入等禁止のため の国際条約」 専門家会議に出席して

文化財に関するユネスコの国際会議に出席するのは二度目である。前回は、四十二年の十一月に、フィレンツェ、ヴェネチアの大洪水による文化財被害救済のための専門家会議が現地でおこなわれ

て、出張を命ぜられたが、このさいはルネ・マウー氏自らが被害調査や対策の審議に加わったりして、なかなかのものらしい国際会議になったけれども、主題はこれらふたつの歴史的な都市の文化財修

覆が中心なので、はなしの筋は明快であり、審議経過も複雑ではなかった。今回のユネスコ専門家会議は、そのタイトル（「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」予備草案審議のための政府専門家会議）に示されているように、決して簡単な議題ではない。そもそも、一九六四年秋に開催されたユネスコ十三回総会において、各国の貴重な文化遺産を不法な輸出入等から生ずる危険から保護するために、それらの不法行為の防止、禁止の手段を国際的に規制する目的で、ユネスコの勧告が採択され、この勧告にもとづいてユネスコは第一次の国際条約の草案を、

ついで各国から寄せられた修正意見に基づいて本年二月に第二次草案をつくった。今回の会議はこの第二次草案の逐条審議を行なって、今秋のユネスコ総会上程の準備をするためのものであったが、この二次草案は、きわめて一次草案に近いもので、わが国の送った修正意見なども十分に盛りこまれていないうらみがある。それを実現するためには、かなりのこわ談判とすることが予想され、私などもいささか肩をこわばらせてパリユネスコ・ハウスの第四会議場に乗りこんだわけである。会議では常駐代表部の山本清氏が常時一緒であり、また、大使館の中江参事官が、いつも後ろだての役をつと